

特集記事

議会活性化特別委員会

平成28年3月定例会第6日目の本会議において、西条市議会会議規則第45条第2項の規定に基づき、議会活性化特別委員会の調査中の事件について、平成27年12月定例会に引き続き2回目の「中間報告」がありました。

今回の特集記事は、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用を中心に、その要旨を掲載しております。

報告の要旨



法政大学常務理事(法学部教授)廣瀬克哉氏

議会活性化特別委員会は、平成26年12月定例会で設置されて以来、平成28年3月までの間、計15回にわたり委員会を開催し、議会運営の検証及び議会の活性化に関する調査・研究を進めてきました。その中で、平成28年2月には、法政大学常務理事(法学部教授)廣瀬克哉氏から、議会基本条例素案について専門的かつ客観的な立場から意見をいただきました。

その要旨としては、まず、北海道栗山町が平成18年5月に全国に先駆けて議会基本条例を制定して以来、10年間にわたる全国の議会改革の動きに触れられ、議会という機関がある限り、そこには常に改革が存在しうるということでありました。

また、議会の役割、まちの特徴を分かりやすい言葉で住民に発する条例の「前文」の重要性についてや、議会基本条例なくして改革はできないのか、条例でなければできない改革項目は何かなどについて説明がなされた後、自由闊達な討論により論点を発見し、多角的な視点から議論することによって偏りを補正し、議論の場を公開することで、慎重な判断を行う合議体を形成することが重要であるため、条例には、議員間討議や一問一答方式の導入といった手法を規定する必要があるとのことでした。

議会基本条例素案等を検討する作業部会を設置!

作業部会は、議会活性化特別委員会の下部組織として議会基本条例の素案に関することや、条例制定後の諸規則の整理において、委員会の要請に応じ機動的かつ専門的に研究・討議を行うために設置されました。

部会は、3グループに編成し、第1回目の会議は平成28年2月9日にワークショップ形式で開催され、自由闊達な意見交換が行われました。



第1作業部会



第2作業部会



第3作業部会

議会基本条例の制定に係る検討工程(予定)

- 平成28年4月 条例の成案期  
先進市議会の視察  
専門的知見の活用  
執行部との調整など
- 7月 パブリックコメントの実施
- 8月 条例成案の作成
- 9月定例会 条例案の提案